

## 9.4 緑

## 9.4.1 現況調査

## (1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.4-1 に示すとおりである。

表 9.4-1 調査事項及びその選択理由

| 調査事項   | 選択理由   |
|--|--|
| ①緑の状況<br>②生育環境<br>③土地利用の状況<br>④法令等による基準等<br>⑤東京都等の計画等の状況 | 植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。 |

## (2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

## (3) 調査方法

## 1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

## ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター)の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及びその周辺の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 26 年 7 月 25 日に実施した。

## イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

## 2) 生育環境

## ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(平成 25 年 8 月 国土地理院)、「都道府県土地分類基本調査」(平成 9 年 3 月 東京都)等の既存資料の整理によった。

## イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

## ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

## 3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

## 4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)等の法令等の整理によった。

## 5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」(平成 24 年 5 月 東京都)、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成 26 年 5 月 東京都)等の計画等の整理によった。

## (4) 調査結果

## 1) 緑の状況

## ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.2 生物の生育・生息基盤 9.2.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 植生の状況」(p.100 参照) に示すとおりである。計画地は主に「市街地」であり、計画地西側の江戸川区臨海球技場第二には「工場地帯」が広がっている。また、計画地の東側は「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」に区分されている。

現地調査結果による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、計画地西側の江戸川区臨海球技場第二には芝地・グラウンドが広がり、東側の葛西臨海公園第二駐車場は施設地等、計画地中央の未利用地は人工裸地に区分される。計画地内の植生は、中央南側にセイタカアワダチソウ群落、第二駐車場の北側及び西側には側溝にヨシ群落が見られる。また、計画地の南側及び西側の外周にクロマツ植林が広がっている。

## イ. 緑の量の状況

計画地内の大部分は駐車場、江戸川区臨海球技場第二及び未利用地であり、植生の状況はセイタカアワダチソウ群落、ヨシ群落の草本群落が見られ、樹木は計画地南側及び西側の外周にクロマツ植林が見られる。計画地における緑の面積は約 9,200m<sup>2</sup>である。また、計画地内の緑の体積は約 49,500m<sup>3</sup>である。

## 2) 生育環境

## ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 3) 地形及び地物の状況」(p.61 参照) に示したとおりである。計画地は、高い盛土地に位置している。計画地及びその周辺は、地盤高が T.P.+5m 程度の平坦な地形である(計画地は T.P.+4m~5m 程度)。

## イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 2) 気象の状況」(p.57 参照) に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和 56 年~平成 22 年)は、1,528.8mm、15.4℃である。

## ウ. 地域社会とのつながり

## (ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺は、昭和末期(昭和 48 年~平成元年)に埋め立てられた埋立地であり、自然地形等は存在しない。

計画地は、昭和 56 年から運転が開始された下水処理施設計画地の一部に位置しており、江戸川区臨海球技場第二や駐車場等が存在する。計画地の東側は葛西臨海公園第二駐車場であり、舗装され植生は見られない。計画地西側の江戸川区臨海球技場第二の南側及び西側は、荒川河口に隣接しており、堤防を隔てた公園側にはクロマツが植栽されている。

また、荒川河口の堤防上はサイクリングコースや遊歩道(健康の道)となっており、サイクリング、ジョギングやウォーキングコースとして利用することができる。

計画地内の緑はあまり多くないが、隣接する葛西臨海公園には多様な植栽されており、ウメ、クロマツ、サクラ、フサアカシア、ヤマモモ、ネムノキ、スイセン、ハマボウ、ハマナス、コスモス等の四季折々の植物を楽しむことができる憩いの場となっている。

## (イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

## 3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p. 61 参照) に示したとおりである。

計画地及びその周辺の土地利用は、屋外利用地・仮設建物、公園・運動場等となっている。計画地北側には供給処理施設、スポーツ・興業施設等があり、更に北側には、集合住宅や教育文化施設等が立地している。

## 4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.4-2 に示すとおりである。

計画地は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成 25 年 4 月 江戸川区）に基づき緑化基準が定められている。

表 9.4-2 緑に関する法令等

| 法令・条例等   | 責務等  |
|--|--|
| 都市緑地法<br>(昭和 48 年法律第 72 号)                     | (目的)<br>第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。<br>(国及び地方公共団体の任務等)<br>第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。<br>2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。  |
| 都市計画法<br>(昭和 43 年法律第 100 号)                    | (目的)<br>第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。   |
| 東京における自然の保護と回復に関する条例<br>(平成 12 年東京都条例第 216 号)  | (目的)<br>第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。<br>(緑化計画書の届出等)<br>第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。 |
| 江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例<br>(平成 25 年 4 月 江戸川区) | (目的)<br>第一条 この条例は、事業者による住宅等整備事業に関し、必要な手続及び基準その他必要な事項を定め、もって区民の生活環境の向上を図るとともに、人と環境にやさしいまちづくり及び豊かなコミュニティの形成に寄与することを目的とする。<br>(環境空地)<br>第十九条 事業者は、共同住宅等又はその他の建築物を建築する場合、潤いのある安全で快適な環境の創出を目的として規則で定める基準に基づき環境空地を整備するものとする。   |

## 5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.4-3 に示すとおりである。

表 9.4-3 緑に関する計画等

| 関係計画等                                   | 目標・施策等   |
|---|--|
| 緑施策の新展開<br>(平成 24 年 5 月 東京都)            | 緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。  |
| 植栽時における在来種選定ガイドライン<br>(平成 26 年 5 月 東京都) | 東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。   |
| 江戸川区緑の基本計画<br>(平成 25 年 4 月 江戸川区)        | みどりの基本計画は、都市緑地法に基づいて、地域特性を活かした江戸川区らしい個性あるみどりの保全や創出を推進し、区民と区が協働してみどりを活かしたまちづくりを行うための計画である。<br>本区の将来都市像を示す「江戸川区基本構想」のもと、都市マスタープランである『街づくり基本プラン』などと連携を図るとともに、国や東京都の関連計画とも連携を図る計画としている。<br>「水・緑、ともに生きる豊かな暮らし」を将来像として設定し、区民、事業者、区が協働して、「みどりを守る・みどりを育む・みどりを創る」施策を展開する。 |

### 9.4.2 予測

#### (1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

#### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京2020大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

#### (3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

#### (4) 予測手法

予測手法は、東京2020大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

#### (5) 予測結果

##### 1) 植栽内容の変化の程度

計画地内の大部分は駐車場、江戸川区臨海球技場第二及び未利用地であり、植生の状況はセイタカアワダチソウ群落、ヨシ群落の草本群落が見られ、樹木は計画地南側及び西側の外周にクロマツ植林が存在する。

事業の実施に伴い、計画地内の一部の既存樹木が伐採されるが、クロマツ植林は工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。また、図 7.2-6 (p. 24 参照) に示すとおり計画地内には約 9,970m<sup>2</sup>の新たな緑地を整備し、高木、中木等を植栽する計画としている。

したがって、現況と比較して多様な植栽内容になると予測する。

##### 2) 緑の量の変化の程度

計画地内の大部分は駐車場、江戸川区臨海球技場第二及び未利用地であり、植生の状況はセイタカアワダチソウ群落、ヨシ群落の草本群落が見られ、樹木は計画地南側及び西側の外周にクロマツ植林が存在し、現状の緑の面積は約 9,200m<sup>2</sup>である。

事業の実施に伴い、計画地内の一部の既存樹木が伐採されるが、計画地内には新たに地上部緑化を行う計画としている。また、緑化計画は図 7.2-6 (p. 24 参照) に示すとおりであり、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成 25 年 4 月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積 9,900m<sup>2</sup>）を満たす地上部緑化約 9,970m<sup>2</sup>とする計画としている。

緑化計画では、地上部緑化は芝地のほか高木、中木等を植栽する計画としている。したがって、計画地内の緑の面積は一部減少するものの、高木等の植栽により新たな緑地が創出され、緑の量は増加すると予測する。

### 9.4.3 ミティゲーション

#### (1) 予測に反映した措置

- ・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。
- ・緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成 25 年 4 月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積 9,900m<sup>2</sup>）を満たす地上部緑化約 9,970m<sup>2</sup>とする計画としている。
- ・高木、中木等を植栽する計画としている。

#### (2) 予測に反映しなかった措置

- ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。
- ・植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する。

### 9.4.4 評価

#### (1) 評価の指標

評価の指標は、法令等の緑化面積基準等とした。

#### (2) 評価の結果

事業の実施により、計画地内の一部の既存樹木が伐採され、約 3,600m<sup>2</sup>の樹木が減少するが、事業の実施にあたっては、計画地の南側及び西側のクロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。

本事業では、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成 25 年 4 月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積 9,900m<sup>2</sup>）が定められており、緑化計画はこの基準を満たしている。本事業の緑化計画は、図 7.2-6（p.24 参照）のとおりであり、カヌー・スラローム競技コースの周囲に芝地や高木、中木を植栽する計画としている。また、植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する計画としている。

以上のことから、評価の指標は満足するものと考ええる。